

令和元年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	石 合 祐 太
事 業 名	第 57 回地方自治研究長野県集会
事 業 区 分	研究研修 調査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

人口減少が深刻な地方の課題のなっていることを受け、本研修のテーマが「人生 100 年時代、SDGs 時代に求められる県と市町村の役割とは～長野県 2040 に向けて～」ということで設定され、また各分科会における内容も「地域医療・介護」、「子どもの貧困の現状と課題」、「AIと自治体」、「国土保全」、「移住・定住・空き家対策」、「危機管理」と今直面している課題を取り上げていただいていることから、課題を明確にし、今後の市行政への提言に活かす目的で参加した。

総務省の自治体戦略 2040 構想研究会は人口減少と 2040 年頃にピークを迎える高齢化について昨年第 2 次報告を出し、その内容は都道府県と市町村は今のままでは立ち行かなくなり、複数市町村による圏域を実質的な第 3 の自治体とし都道府県の役割を見直すなど自治体の姿そのものを変革せざるを得ない抜本的なものである。

子どもの貧困で見れば、子どもの貧困対策法が施行され 5 年が経過する中、自治体、学校、地域の様々な支援が広がっている。その課題として「必要とする人にどう届けるか」について学校との連携が重要と言われる。公的な支援制度の周知の取り組み、親の低所得改善の課題もある。

これら課題に対し、各地域の課題も学ぶ中で上田市として有効な対策が急務である。

2 実施概要

実施日時	主 催	長野県地方自治研究センター
令和元年 7 月 24 日 10:00 ~ 16:00	会 場	塩尻市総合文化センター

報告内容(感想、市政に活かせること)

研修の内容

講師：船木成記氏 (長野県参与 / 信州総合ブランディング担当)

テーマ「人生 100 年時代、SDGs 時代に求められる県と市町村の役割とは～長野県 2040 に向けて～」

(1) 日本が直面している課題

イ．日本民族史上、初の人口減少社会に

ロ．人類史上、初の人生 100 年時代を最初に経験 (特に長野県)

ハ．経済規模の減少社会 (超高齢化社会)

正解がどこかにあった時代 (20 世紀) からわからない時代 (21 世紀) へ

(2) 課題への向き合い方

人生 100 年時代の人生設計は、3 ステージ (教育 仕事 引退・年金) からマルチステージの時代に。

以前に増して、課題の「発生要因」と「継続する理由」の整理が必要。
県と市町村の役割分担にこだわっている時代ではなくなっている。

(3) 行政組織の課題

- イ．内部決済などのための内部調整コストがかかりすぎる
- ロ．会議の持ち方（連絡会議と課題を明確にし何かを生み出すための会議の区別がつかっていないのでは。横断であったり、プロジェクト型など協働が苦手。
- ハ．与えられた仕事以上の全体を俯瞰したり、統合する力の弱さ
- ニ．自分の仕事への意味づけをする力が弱い
- ホ．時代の変化や動きへの気づきが弱い
- ヘ．育て合う気風の欠如、無関心
- ト．他者への自今の認識の主張（攻撃への防御）は強いが、自らの振り返りや変化への備え（受けとめや寄り添う力）は弱い

- (4) これからの時代（人生 100 年、SDGs 時代、2040）を見据え、県と市町村の関係、長野県に暮らす県民の視点から見た行政のあり方とは
- ・例えば、社会保障費用の限界から叫ばれている地域との協働による、自治の編み直し・再構築が必須。
 - ・新しいパブリックのあり方を構築しなければならない。長野県に生まれて、住んで、暮らして、関わって良かったと思う人を未来世代まで視野にいれて支えていくために県と市町村の枠組みを超えて、地域を支えるパブリックセンターとしての役割と存在意義の再確認が求められている。

【まとめ・市政に活かせることなど】

行政の弱点を講師の経験の中で指摘され、克服に向けた課題も示された。

長野県や上田市の場合は公民館活動など全国的にも有数の豊かな活動があり、中山間地の多さからも農ある暮らしへの再評価など協働の可能性は富んでおり、可能性を確認できた。

分科会の内容

今回、私は第2分科会「子どもの貧困の現状と課題」に参加しました。

助言者：長野市社会事業協会 母子生活支援施設長野市美和荘所長 青柳與昌氏

同：小布施町議会議員 中村雅代氏

報告1．児童養護施設松本児童園の概要

報告者：松本児童園 副主任保育士 和田洋平氏

(1) 児童養護施設の概要

イ．児童養護施設とは

児童福祉法第41条に規定があり、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上擁護を要する児童を入所させて、擁護し、退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。

ロ．児童養護施設に入所するには

都道府県の行う「措置」制度により入所する。

松本市の場合は松本児童相談所の判断で入所判断がされている。

ハ．施設入所等の必要性が認められるにもかかわらず保護者等が同意しない時

児童福祉法に「家庭裁判所の承認を得て、入所の措置を採ること」と規定される。

(2) 児童虐待について

身体的虐待、 心理的虐待、 育児放棄、 性的虐待

2019.5.16 松本市民タイムスによれば心理的虐待が急増し、5年連続で過去最多を更新。父親による母親への暴力や激しい夫婦喧嘩など。

(3) 家庭的擁護の推進

家庭への支援に重点を置く。

家庭で育てるのが難しい場合は、家庭環境と近い里親委託や特別養子縁組を優先する。

専門性のある治療的ケアが必要な場合などは小規模化した施設に入る。

(4) 地域や行政などと連携した取り組み

イ．子育て支援ショートステイ事業

松本市、塩尻市、安曇野市、大町市、池田町、山形村、筑北村

ロ．一時保護事業

ハ．レスパイトケア

報告2．子どもを取り巻く状況と学習権保障の取り組み

報告者：長野県教職員組合執行委員 藤綱みどり氏

(1) 子どもの貧困事例報告

・お腹がすいて冷蔵庫のチューハイを飲んでしまい、学校を欠席する子

- ・生活保護費が振り込まれる日に全額おろしてしまうお母さん
- ・バスタブが使用済みの食器で一杯でお風呂に入れられない家庭
- ・父が外国人、母が精神疾患、子が軽度知的障害で支援につながっていなかった家庭

(2) 保護者負担軽減の取り組み

イ．給食費の公費化（補助）の増額

給食費の公費化については、2018年度から長和町・生坂村が全額補助となり、昨年度までの4市町村（平谷村・売木村・天龍村・王滝村）とあわせ、6つの自治体で全額補助となっている。また、給食費の公会計化は2018年度飯綱町・長和町・平谷村が公会計となり、県内では計21市町村となった。

上田市ではいずれも行っていない。

ロ．その他

教材の公費化、購入物品の精選、安価に購入する工夫、制服・体操着等のリユース／リサイクル等々

(3) 就学援助制度について

イ．就学援助制度とは

子どもたちが安心して楽しく学校生活を送れるように、憲法や教育基本法、学校教育法などに基いて、義務教育である小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度。市町村ごとに認定基準や手続き、支給内容や金額が異なる。

ロ．就学援助制度の課題

新入学学用品費の入学前支給、修学旅行費の事前支給、国並みの支給額、外国籍児童生徒の家庭との連絡、必要な家庭に援助できているか

ハ．就学援助費支給時期

新入学学用品費を入学前に支給する自治体は大幅に増加

2017年度小学校10、中学校14 2018年度小学校40、中学校55

上田市は31年度入学生から実施

修学旅行費を実施前に支給する自治体はわずかに増加

2017年度小学校1（高山村）中学校0、事前に8割支給（塩尻市）

2018年度小学校1、中学校1（御代田町）事前申請の場合支給（高森町）

事前に8割支給（塩尻市）

支給額（2018年度）

上田市は、小学校で学校給食費52,260円、学用品費・通学用品費11,420円（1年）13,650円（2～6年）新入学児童学用品費等40,600円、校外活動費1,570円（泊無）3,620円（泊有）修学旅行費29,698円、その他460円

（考察）国で2017年度に要保護児童生徒援助費補助金のうち、「新入学児童生徒学用品費等」の国庫補助限度価格が倍額に引き上げられたことにより昨年度に引き続き今年度も支給単価を引き上げた自治体が多くあった。（19市町村）引き上げた自治体と

引き上げを行っていない自治体の差が広がったが、給食費の支給割合や全児童生徒への補助の有無、また中学校ではクラブ活動費支給の有無などによる差が大きい。

上田市の中学校では、学校給食費 62,790 円、学用品費・通学用品費 22,320 円（1 年） 24,550 円（2～3 年）、新入学生学用品費等 47,400 円、校外活動費 2,270 円（泊無） 6,100 円（泊有）、修学旅行費 53,300 円、その他 460 円

報告 3 . 子どもの貧困の現状と課題

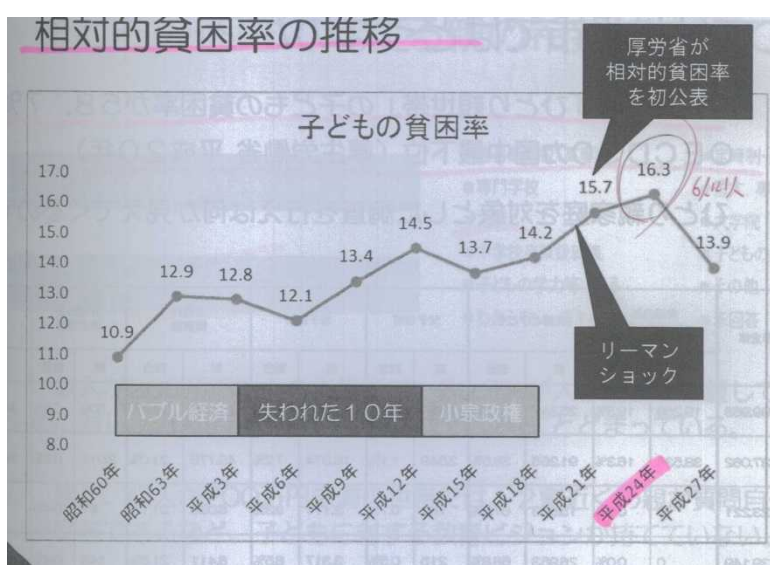
報告者：松本市こども福祉課 家庭児童福祉司 山本修平氏

(1) 相対的貧困率の推移

右図のように、平成 24 年の状態をピークに相対的貧困状態が広がっている。子どもがいる世帯での相対的貧困率は OECD 加盟諸国の GDP 上位 20 か国のうち下から 4 番目。（2012 年度）

子どもからすれば、スタート時点から差がついている状態。

所得の再分配は不足状態と言える。



(2) 松本市子どもの権利に関する条例について

イ．施行・理念

平成 25 年 4 月施行、前文に「どの子どもいのちと健康が守られ、本来持っている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち」などの理念が盛り込まれている。

ロ．子どもの権利侵害が発生する恐れのある状態 = 子どもの貧困

- ・絶対的貧困（継続した衣食住の欠乏、生命の危機）
- ・相対的貧困（疾病の慢性化、学業の中断や学力低下、日本語を母語としないハンデ、孤食・欠食、虐待、育児放棄など）

ハ．具体的な取り組み

- ・部局横断による庁内対策推進会議の発足
- ・子ども食堂や学習支援に取り組む民間団体との連絡会議の開催
- ・各種実態調査の実施（保育園・幼稚園在園児実態調査、ひとり親家庭実態調査、小中学校児童生徒実態調査）
- ・子どもの未来応援指針の策定と居場所づくり事業の創設

【まとめ・市政に活かせることなど】

児童相談所がSOSを発する子どもの声を受けとめ、必要な支援につなぐうえでは大変重要なことが報告1で確認できた。上田市には児童相談所がなく、長野中央児童相談所の管轄であるが、上田市における児童相談所の設置が急務だと理解した。

報告2では具体的な事例、保護者負担軽減のための施策、就学援助制度について触れられた。給食費負担軽減など踏み込んだ対応が求められていると再認識した。

報告3では、子どもの権利条例に伴う具体的取組の実践報告がされた。子どもの利益を最優先する取り組みにおいて、上田市でも検討していく必要を感じたところである。